

○群馬県警察の賞揚金取扱いに関する訓令

平成 13 年 3 月 30 日

本部訓令甲第 3 号

〔沿革〕

平成 14 年 3 月本部訓令甲第 4 号、25 年 3 月第 4 号改正

群馬県警察の賞揚金取扱いに関する訓令を次のように定める。

群馬県警察の賞揚金取扱いに関する訓令

群馬県警察の賞揚金取扱いに関する訓令（昭和 45 年群馬県警察本部訓令甲第 2 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、群馬県警察における賞揚金の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（所属長の賞揚事案の報告）

第 2 条 所属長（群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則（平成 11 年群馬県公安委員会規則第 3 号）第 2 条第 2 号に規定する所属の長をいう。以下同じ。）は、生命又は身体に危険が及ぶおそれのある次の事案（以下「危険事案」という。）において、所属の職員が職務を遂行したため、負傷し、又は多大の労苦を被った事案（以下「賞揚事案」という。）が発生した場合は、直ちに、賞揚事案報告書（別記様式第 1 号）に賞揚事案該当者名簿（別記様式第 2 号）を添えて当該危険事案に係る事務を所掌する警察本部の課長（以下「主管課長」という。）及び警務部監察課長を経由して警察本部長（以下「本部長」という。）に報告しなければならない。

- (1) 犯人を制圧・逮捕しようとする場合で、当該犯人がけん銃、刃物その他の凶器（用法上の凶器を含む。）を把持している事案又は人に向けて使用している事案若しくは使用する高度のおそれのある事案
- (2) 遭難現場、火災・水難現場、治安・雑踏・災害現場等において、職務を遂行すれば受傷するおそれがあると認められる事案
- (3) その他客観的な状況から判断して、職務を遂行すれば受傷するおそれがあると認められる場合

（部隊長等の賞揚事案の報告）

第 3 条 職員の所属と異なる指揮系統により編成された部隊等の長（以下「部隊長等」という。）は、その部隊等の警察活動において、賞揚事案が発生した場合は、前条の規定による報告（以下「本部長報告」という。）を行うとともに、当該職員の所属の長にその概要を連絡するものとする。ただし、部隊長等は、部隊等が移動し、長期の活動を要し、解散している等本部長報告を行うことが困難な場合は、これを主管課長に委任することができる。

2 主管課長は、前項ただし書きの規定による委任を受けた場合は、本部長報告及び前項

前段の規定による連絡（以下「所属連絡」という。）を行わなければならない。

（他の都道府県警察へ派遣された警察職員に係る賞揚事案の報告）

第4条 所属長、主管課長又は部隊長等は、援助のため他の都道府県警察へ派遣中の職員に係る賞揚事案の通報を受けた場合は、本部長報告を行わなければならない。この場合において、主管課長又は部隊長等は、所属連絡も併せて行わなければならない。

（他の都道府県警察から派遣を受けた警察職員に係る賞揚事案の報告）

第5条 所属長又は部隊長等は、援助のため他の都道府県警察から派遣を受け、その指揮下にある他の都道府県警察職員に係る賞揚事案が発生した場合は、本部長報告を行わなければならない。

2 本部長は、前項の報告があったときは、速やかに、当該職員を派遣した都道府県警察本部の長にこれを通報するものとする。

（賞揚金の授与申請手続き）

第6条 本部長は、所属長、主管課長又は部隊長等から報告を受けた群馬県警察職員に係る賞揚事案が賞揚金授与に該当すると認めるときは、次の金額の範囲内で、賞揚金授与申請書（別記様式第3号）に賞揚金授与申請内訳（別記様式第4号）及び入院・重傷者等名簿（別記様式第5号）を添えて当該賞揚事案発生の日から10日以内に警察庁の当該警察事象に係る賞揚金事務を担当する所属の長を経由し、警察庁長官（以下「長官」という。）に賞揚金の授与を申請するものとする。ただし、本部長は、特に必要があると認めるときは、次の金額の上限の2倍の範囲で申請するものとする。

（1）多大の労苦をねぎらい、かつ、賞揚する必要があるとき。 50,000円以下の額

（2）全治2週間以上1箇月未満の負傷をしたとき。 50,000円以下の額

（3）全治1箇月以上の負傷をしたとき。 100,000円以下の額

（4）前号の負傷であってその程度が特に著しいとき。 200,000円以下の額

（賞揚金の受領通知）

第7条 本部長は、長官から賞揚金の授与についての通知を受けたときは、当該賞揚金の授与に係る者（以下「被授与者」という。）に通知するものとする。

（賞揚金の交付）

第8条 本部長は、賞揚金の交付について長官の代理人となった場合は、直接又は所属長を通じて、賞揚金を被授与者に交付するものとする。

（領収書の徴収）

第9条 被授与者は、賞揚金を受領した際は、長官に領収書（別記様式第6号）を提出するものとする。この場合において、本部長が長官の代理となったときは、本部長を経由して長官に提出するものとする。

2 所属長は、被授与者が入院、重傷等特別の事情により領収書を徴収することができないときは、賞揚金領収書徴収不能報告書（別記様式第7号）を本部長に提出するものとする。

（事務担当課）

第10条 賞揚金に係る事務の担当課は、次のとおりとする。

（1）賞揚金の受領に係る事務 警務部会計課

（2）その他賞揚金に係る事務 警務部監察課

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (平成 14 年 3 月 15 日本部訓令甲第 4 号)

この訓令は、平成 14 年 3 月 20 日から施行する。ただし、警務部総務企画課、警務部監察官室、生活安全部生活安全特別捜査隊、刑事部捜査第一課機動捜査隊及び交通部交通指導課暴走族対策室の設置並びに警務部総務課、警務部監察課及び刑事部機動捜査隊の廃止に係る改正規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 11 日本部訓令甲第 4 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 25 年 3 月 18 日から施行する。〔以下略〕

(経過措置)

- 2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

別記様式省略